



公益社団法人大阪府建築士会との「大規模災害時における住家の被害認定調査に関する基本協定」締結式を開催します

市では、公益社団法人大阪府建築士会との間で「大規模災害時における住家の被害認定調査に関する基本協定」を締結する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり協定書締結式を執り行いますので、取材等をよろしくお願いいたします。

記

日 時 : 3月14日(水) 午前9時00分～

場 所 : 市役所本館2階 公房会議室

協定概要 : 大規模災害時が発生した場合、貝塚市へ会員を派遣し市職員とともに家屋の被害認定を行うものです。この協定により、被災者の早期の生活再建に資することになります。また、建築士会との協定は、大阪府内では本市が初の協定となります。

問合せ先 危機管理課
TEL072-433-7392
担 当 : 梅本・岡本